

# 山梨県公報

第二百二十六号

令和三年

十月四日

月 曜 日

## 目次

○道路の区域変更.....	五一
○道路の供用開始.....	五一
公 告.....	五一
○松くい虫駆除命令内容の公表.....	五一

## 告 示

### 山梨県告示第二百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和三年十月二十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 道路の種類 県道
- 路線名 上野原丹波山線
- 道路の区域

区間	旧新の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
上野原市桐原字東一〇〇七三番地先から 上野原市桐原字東一〇〇八九番五地先まで	旧 一〇・〇 新 二五・三	旧 四八・四 新 一一・五 二五・三	四八・四

### 山梨県告示第二百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和三年十月二十五日まで一般の縦覧に供する。

令和三年十月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十七号	笛吹市御坂町上黒駒字横川五一 四八番二一地先から 笛吹市御坂町上黒駒字横川五一 四八番二六地先まで	一三八・三	令和三年九 月三十日

## 公 告

●松くい虫駆除命令内容の公表  
森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

令和三年十月四日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 区域及び期間  
1 区域 甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県林政部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)  
2 期間 令和三年十一月四日から同年同月十日まで
- 森林病害虫等の種類 森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫
- 行うべき措置の内容  
1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し

て、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由 一 一の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一一の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三一に規定する樹木、三二に規定する伐採跡地又は三三に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一二に定める期間内に三に掲げる措置を行わないうえ、行つても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、四の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措

置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

6 一一の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、令和三年十月十八日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出して不服を申し出ることができる。